

平成 27 年度から「**法律に基づく制度**」になります！

農業の多面的機能の維持・発揮のための
地域活動や営農活動に対して支援します！



日本型直接支払制度

I. 多面的機能支払(地域共同活動を支援)

- | | |
|-----------------------|------------|
| ① 水路の泥上げ、農道の路面維持など | 3,000円/10a |
| ② 植栽やビオトープづくりなど農村環境活動 | 2,400円/10a |
| ③ 水路や農道などの補修や更新 | 4,400円/10a |

※①②及び③に同時に取り組む場合は、最大 9,200円/10a となる。

II. 中山間地域直接支払(条件不利地を支援)

農業生産活動を継続する活動(急傾斜地の田の場合) 21,000円/10a

III. 環境保全型農業直接支払

(化学肥料・農薬の5割低減の取組とセットで次の営農活動を支援)

- | | |
|----------|--------------|
| ① 緑肥の作付け | 8,000円/10a |
| ② 堆肥の施用 | 4,400円/10a 等 |



※1 交付単価は、地目(田、畑、草地)、傾斜、活動内容等によって異なります。

※2 詳細については、<http://www.maff.go.jp/j/nousin/index.html> (農林水産省 日本型直接支払)をご覧ください。



日本型直接支払制度の交付単価について

I. 多面的機能支払交付金

(単位：円/10a)

	①農地維持支払	②資源向上支払 ※1、2 (共同活動)	①と②に取り組む 場合	③資源向上支払 (長寿命化※3)	①②及び③に取り組 む場合※4
田	3,000	2,400	5,400	4,400	9,200
畑※5	2,000	1,440	3,440	2,000	5,080
草地	250	240	490	400	830

※1: これまでの農地・水保全管理支払を5年以上実施した農用地等については、農地・水保全管理支払と同様75%単価が適用される。

※2: ②の資源向上支払(共同活動)は、①の農地維持支払と併せて取り組むことが必要。

※3: 水路や農道などの施設の老朽化部分の補修や施設の更新。

※4: 更に③の資源向上支払(長寿命化)に取り組む場合、単価は山口県の田の場合4,400円/10aが上乘せされる。①、②及び③を一緒に取り組む場合は、②の単価は、従来の農地・水保全管理支払と同様75%になり、山口県の田の場合、合計で9,200円/10aとなる。

※5: 畑には樹園地を含む。



II. 中山間地域直接支払交付金

(単位：円/10a)

田		畑		草地		採草放牧地	
急傾斜 (1/20以上)	緩傾斜 (1/100以上)	急傾斜 (15°以上)	緩傾斜 (8°以上)	急傾斜 (15°以上)	緩傾斜 (8°以上)	急傾斜 (15°以上)	緩傾斜 (8°以上)
21,000	8,000	11,500	3,500	10,500	3,000	1,000	300

III. 環境保全型農業直接支払交付金



(単位：円/10a)

	対象取組	交付単価
全国共通取組	緑肥の作付け	8,000
	堆肥の施用	4,400
	有機農業(うちそば・飼料作物)	8,000(3,000)
地域特認取組	草生栽培(山口県全域)みかん、りんご、ぶどう、柿 冬期湛水管理(周南市・下松市・萩市)水稲、大豆	8,000